

監査委員公表第9号

監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年9月30日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎

同 佐藤 一夫

1 監査年月日

平成27年9月2日から9月15日まで

2 監査箇所

公益社団法人 寒川町シルバー人材センター

3 監査の対象

寒川町から交付した補助金等（平成26年度分）に係る出納事務等の執行

4 監査の方法

公益社団法人 寒川町シルバー人材センターから事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務については、軽微な注意事項を除き、おおむね良好に行われているものと認められた。

○軽微な留意事項

- ・口頭により指摘又は指導した。